

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市佐伯区五日市町大字保井田 350 番の6

氏名 山陽工営株式会社  
代表取締役 大前 慶幸  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けたることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 4 年 8 月 1 8 日

許可の有効期限 令和 1 1 年 8 月 1 7 日

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
新設	裏面のとおり

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H12. 8. 18	更新許可	H22. 8. 27	更新許可
H17. 9. 16	更新許可	H27. 9. 29	更新許可 (優良認定)
H18. 7. 10	変更許可	R 4. 8. 29	更新許可 (優良認定)

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

## 6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。)                      廃プラスチック類                      紙くず                      木くず                      繊維くず                      金属くず                      ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず                      がれき類                      (これらのうち廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。)                      汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。)                      廃酸                      廃プラスチック類                      紙くず                      木くず                      繊維くず                      金属くず                      ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず                      がれき類                      (これらのうち鉛蓄電池の電極、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>

複写  
複写